

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

平成 27 年 5 月 21 日発効

家内労働法第 14 条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

1 適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

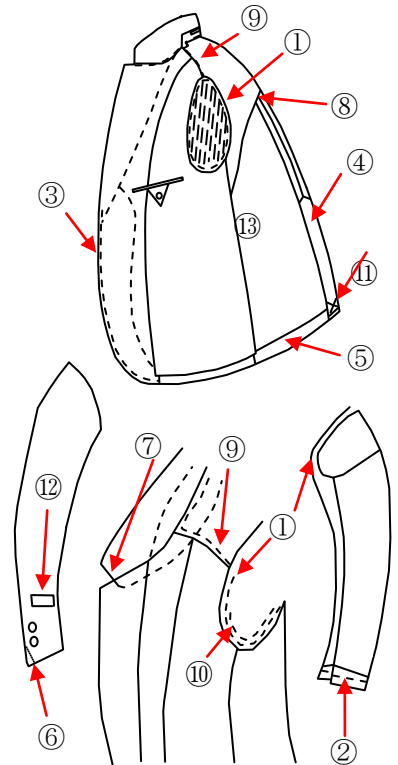
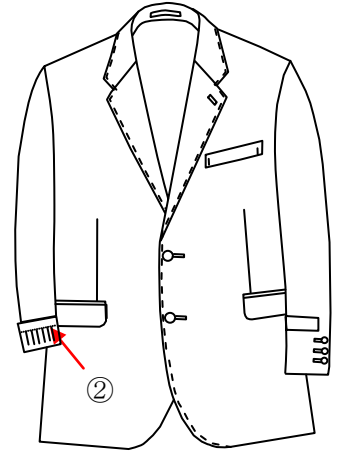
次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1 センチメートル単位で換算した金額とし、1 センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

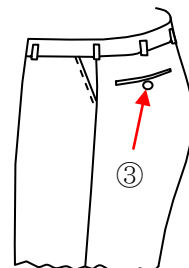
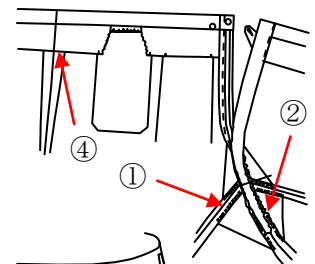
品目	工程	金額	図番号
男子既製洋服 背広上衣	そで付け裏まつり	1 枚につき 1 1 5 円	①
	そで口裏まつり	1 枚 (28 センチメートル×2) につき 5 8 円	②
	見返し 7 ミリメートル星入れ	75 センチメートルにつき 5 1 円	③
	ベントまつり	1 か所 (6 センチメートル) につき 1 1 円	④
	背すそまつり	1 枚につき 3 6 円	⑤
	そであきまつり	1 枚につき 1 5 円	⑥
	えり折り返し裏まつり	1 枚につき 1 5 円	⑦
	背裏鎖止め	1 か所につき 1 5 円	⑧
	肩裏まつり	1 枚につき 3 6 円	⑨
	そで裏星入れ	1 枚につき 2 9 円	⑩
	ベント止め	1 か所につき 4 円	⑪
	カード付け	カード 1 枚につき 8 円	⑫
	糸くず取り	1 枚につき 5 8 円	
ズボン	小 また 千 鳥 掛け	後身内また上部について行うもの 1 本につき 1 5 円	①
		わたり部について行うもの 1 本につき 2 2 円	②
	ボタン付け	1 個につき 8 円	③
	腰裏後端まつり	1 本につき 8 円	④
	糸くず取り	1 本につき 2 2 円	

※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の 5 工程が廃止、残り 18 工程の金額が平成 27 年 5 月 21 日に改正されました。

背広上衣



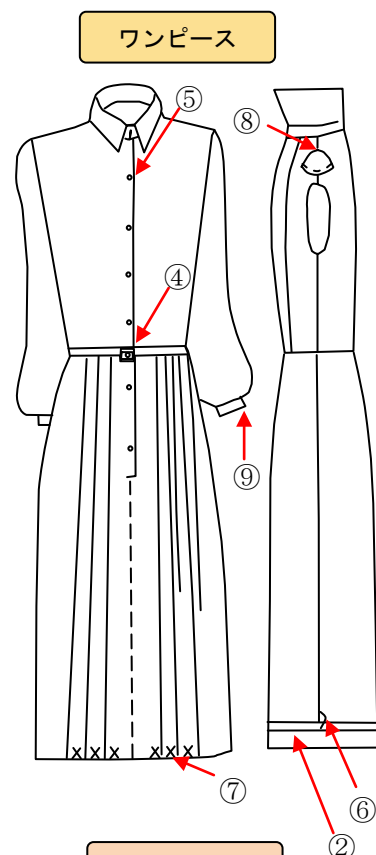
ズボン



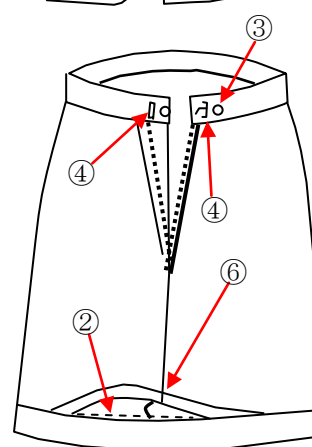
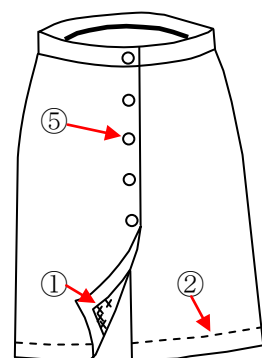
(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル
ル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるも
のとする。

品 目	工 程	規 格	金 額		図 番 号
ワンピース	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	①
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートルにつき	1 5 円	②
	スナップ付け	1 センチメートル型	1 組につき	1 8 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1 組につき	2 0 円	④
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメートル(ベルト通しループを除く)	1 か所につき	1 0 円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	5 円	⑦
	肩パット付け	部分止め	1 組につき	2 5 円	⑧
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1 枚につき	3 3 円	⑨
	糸くず取り		1 枚につき	1 5 円	
スカート	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	①
	すそまつり	針目が 3 センチメートル間隔に 4 針以上	20 センチメートルにつき	1 5 円	②
	スナップ付け	1 センチメートル型	1 組につき	1 8 円	③
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1 組につき	2 1 円	④
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	⑤
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ 5 センチメートル(ベルト通しループを除く)	1 か所につき	7 円	⑥
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1 か所につき	5 円	
	糸くず取り		1 枚につき	1 5 円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が 3 センチメートル間隔に 5 針以上	1 か所につき	1 0 円	
	ボタン付け	18 ミリメートル以下、2 つ穴、根巻き 4 回以上	1 個につき	7 円	
	糸くず取り		1 枚につき	1 4 円	



スカート



※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「プリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「プリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の 6 工程の金額が平成 27 年 5 月 21 日に改正されました。

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

○鳥取労働局労働基準部貸金室 電話 0857 - 29 - 1705 ○鳥取労働基準監督署 電話 0857 - 24 - 3211
○米子労働基準監督署 電話 0859 - 34 - 2231 ○倉吉労働基準監督署 電話 0858 - 22 - 6274

厚生労働省のホームページに、「[家内労働法の概要](http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)」等が掲載されていますので、参考にしてください。
(http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/chingin_kanairoudou/oshirase/001.html)